

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

Table with 4 columns: 基準地番号, 提出先, 所属分科会名, 業者名. Includes details like 設楽(県)-1, 愛知県, 愛知第11, みつば不動産鑑定事務所.

1 基本的事項

Table with 6 columns: (1)価格時点, (2)実地調査日, (3)鑑定評価の条件, (4)鑑定評価日, (5)価格の種類, (6)路線価. Includes dates like 令和5年7月1日 and 令和5年7月7日.

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

Main evaluation table with 10 rows. (1) 所在及び地番並びに「住居表示」等, (2) 範囲, (3) 最有効使用の判定, (4) 対象基準地の個別的要因, (5) 鑑定評価の手法の適用, (6) 市場の特性, (7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由, (8) 公示価格, (9) 指定基準地, (10) 対象基準地の検討. Includes detailed descriptions of the land and valuation methods.

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

令和5年 7月 11日提出
 設楽(県)-2 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社愛知県不動産鑑定センター
設楽(県)-2	愛知県	愛知第11	氏名	不動産鑑定士 鳥居 信行
鑑定評価額	8,750,000 円		1㎡当たりの価格	7,950 円/㎡

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和5年 7月 1日	(4) 鑑定評価日	令和5年 7月 6日	(6) 路線価	[令和5年1月] 路線価又は倍率 1.1 倍
(2) 実地調査日	令和5年 6月 15日	(5) 価格の種類	正常価格	倍率種別	
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		北設楽郡設楽町西納庫字森上9番外				②地積 (㎡)	1,101	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	都計外 (その他)				
	1:1	住宅 W1	国道沿いに農家住宅、一般住宅等が見られる住宅地域	西9m国道	水道、下水	本長篠 36km					
(2) 近隣地域	①範囲		東 50 m、西 50 m、南 200 m、北 600 m		②標準的使用	農家住宅地					
	③標準的画地の形状等		間口約 30 m、奥行約 30 m、規模 900 ㎡程度、形状 ほぼ正方形								
	④地域的特性	特記事項	特にない	街路	9m国道	交通施設	本長篠駅 北方36km	法令規制	都計外		
	⑤地域要因の将来予測	当町の北部、名倉地区の一角に位置する国道沿いの農家集落地域で、今後も現状を維持していくもの見込まれ、地価水準は、底値安定での推移と予測する。									
(3) 最有効使用の判定	農家住宅地					(4) 対象基準地の個別的要因	ない				
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	7,950 円/㎡			(4) 対象基準地の個別的要因	ない				
	収益還元法	収益価格	/ 円/㎡								
	原価法	積算価格	/ 円/㎡								
	開発法	開発法による価格	/ 円/㎡								
(6) 市場の特性	同一需給圏は、設楽町を中心とする奥三河山間部の住宅地域一円である。需要者は、当町との地縁性を有する個人が中心であり、転入者は稀である。当町では設楽ダム建設関連の取引が一段落し、昨年から取引件数が大幅に減少しており、一般の宅地取引は少ない。また、過疎化、少子高齢化が進む当町の需給動向は依然として低調であるが、大規模集落等では地価の底値感も窺える。この様に土地取引が乏しい状況下、需要の中心となる価格帯の把握は困難である。										
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	当地域は、奥三河山間部に在って、賃貸借市場の形成が認められないため収益還元法は適用しなかった。当町の不動産取引は自己使用目的が殆どで、現実の取引事例に基づく比準価格は、取引価格を指標としている住宅地の市場性を反映した実証的な価格である。従って、ここでは説得力の高い比準価格を採用し、あわせて指定基準地との均衡、単価と総額との関連等も検討の上、鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8) 公示価格とした	① 代表標準地 標準地番号	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的要因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円/㎡)	⑦ 内訳	街路交通環境画地行政その他	地域要因	街路交通環境行政その他	
	公示価格 円/㎡	[] 100	[] 100	[] 100	[] 100						
(9) 指定からの検討	① 指定基準地番号	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的要因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円/㎡)	⑦ 内訳	街路交通環境画地行政その他	0.0	街路交通環境行政その他	
	設楽(県)-1 前年指定基準地の価格 9,350 円/㎡	[100.0] 100	[100.0] 100	[118.6] 100	[100.0] 100	7,880		0.0	0.0	0.0	
(10) 対年の標準価格の検討	①-1 対象基準地の検討		③ 変動状況	[一般的] 地場産業の一翼を担う観光業は回復傾向も、農林業は依然厳しく、過疎化、少子高齢化が進む当町の不動産市場は動きが鈍い状況である。							
	[要因] 居住環境や土地の需給動向に変化はないが、最近の広域的な道路整備に伴う地域交流の向上もあって、地価は下げ止まり傾向である。			[地域] 個別的要因に変動はない。							
	①-2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討										
	代表標準地 標準地番号 公示価格 円/㎡										
	②変動率	年間 -0.1 %	半年間 %								

鑑定評価書 (令和5年地価調査)

Table with 4 columns: 基準地番号, 提出先, 所属分科会名, 業者名. Includes details like 設楽(県)-3, 愛知県, 愛知第11, ほしの不動産鑑定所, 氏名, 不動産鑑定士 星野 ゆかり.

1 基本的事項

Table with 6 columns: (1)価格時点, (2)実地調査日, (3)鑑定評価の条件, (4)鑑定評価日, (5)価格の種類, (6)路線価, [令和5年1月] 路線価又は倍率, 倍率種別, 円/㎡, 1.1倍.

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

Main evaluation table with 10 rows. (1) 所在地及び地番並びに「住居表示」等, (2) 近隣地域, (3) 最も有効使用の判定, (4) 対象基準地の個別的要因, (5) 鑑定評価の手法の適用, (6) 市場の特性, (7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由, (8) 公示価格を標準とした, (9) 指定基準地からの検討, (10) 対象基準地の前年標準価格等の検討.

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	みつば不動産鑑定事務所	
設楽(県)5-1	愛知県	愛知第11	氏名	不動産鑑定士	岡部 耕一郎
鑑定評価額	6,840,000 円		1㎡当たりの価格	24,600 円/㎡	

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和5年7月1日	(4) 鑑定評価日	令和5年7月7日	(6) 路線価又は倍率 倍率種別	[令和5年1月] 1.1倍
(2) 実地調査日	令和5年6月15日	(5) 価格の種類	正常価格		円/㎡
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	北設楽郡設楽町田口字ヒロカイツ5番外				②地積 (㎡)	278	⑨法令上の規制等 都計外 (その他)	
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	本長篠23km		
(2) 近隣地域	①範囲	東30m、西50m、南90m、北60m		②標準的使用	低層の店舗兼住宅地				
	③標準的画地の形状等	間口約9m、奥行約32m、規模290㎡程度、形状ほぼ長方形							
	④地域的特性	特記事項	特にない	街路	13m国道	交通施設	本長篠北方23km	法令規制	
(3) 最有効使用の判定	低層の店舗兼住宅地				(4) 対象基準地の個別的要因	ない			
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	24,600 円/㎡						
	収益還元法	収益価格	/ 円/㎡						
	原価法	積算価格	/ 円/㎡						
	開発法	開発法による価格	/ 円/㎡						
(6) 市場の特性	同一需給圏は、主として設楽町及び隣接市町村内の大規模集落や幹線道路沿いに形成された商業地域乃至その近接住宅地域一円である。需要者の中心は、地縁性を有する個人事業主、法人等であり、同一需給圏外からの参入は稀である。人口減少により商店街は衰退傾向が続いており、宅地需要は極めて少なく、地価は下落傾向にある。需要の中心となる価格帯は、第三者間の土地取引が極めて少ないこと、また規模により開差が大きいことから把握困難である。								
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	比準価格は、実際に市場で生じた取引事例を価格算定の基礎としており、客観的かつ実証的な価格である。当該地域は奥三河山間部に在って、賃貸市場が未成熟であることから収益価格は試算しなかった。近隣地域は、旧来からの近隣商業地域であり自用目的の取引が中心であることから、同一需給圏内の取引事例に基づき試算された比準価格を採用し、昨今の経済情勢や不動産市況等に留意して、鑑定評価額を上記の通り決定した。								
(8) 公示価格を標準とした	① □ 代表標準地 □ 標準地	標準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の標準価格 (円/㎡)	⑦内訳 標準化補正 街路交通環境画地行政その他	地域要因 街路交通環境行政その他
	公示価格	円/㎡	[] / 100	100	[] / 100	[] / 100			
(9) 指定基準地からの検討	①指定基準地番号	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/㎡)	⑦内訳 標準化補正 街路交通環境画地行政その他	地域要因 街路交通環境行政その他	
	前年指定基準地の価格	円/㎡	[] / 100	100	[] / 100	[] / 100			
(10) 対象基準地の前年標準価格等の検討	①-1 対象基準地の検討		③ 変動状況 価格形成要因の	[一般的要因] 設楽町は三河山間地域の中央に位置し、少子高齢化・人口流出により過疎化が進行しており、不動産の需給動向は低迷している。					
	□ 継続 ■ 新規 前年標準価格 円/㎡			[地域要因] 土地の利用状況に大きな変化は見受けられない。衰退傾向にある旧来からの既成商業地域で、需要及び地価は弱含み傾向にある。					
	①-2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討			[個別的要因] 個別的要因に変動はない。					
□ 代表標準地 □ 標準地 標準地番号 公示価格 円/㎡		②変動率		年間 %	半年間 %				